

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）（第二条関係）	2
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（抄）（第三条関係）	15
○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（第四条関係）	16



改 正 案	現 行
<p>（職権の委任）</p> <p>第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二章の二第一節（第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までを除く。）に規定する職権</p> <p>三 五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第四号に掲げる職権とする。</p>	<p>（職権の委任）</p> <p>第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。</p>

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間）</p> <p>第七条 法第二十三条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（登録特定操縦免許講習機関等に関する読替え）</p> <p>第八条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	
<p>第十七条の四及び第十七条の九</p>	<p>第十七条の二第二項</p>	<p>第二十三条の二十六第一項</p>	
<p>第十七条の五</p>	<p>第十七条の二第三項 第二号から第五号まで</p>	<p>第二十三条の二十六第三項 第二号から第四号まで</p>	
<p>第十七条の六（見出しを含む。）</p>	<p>登録海技免許講習事務規程</p>	<p>特定操縦免許講習事務規程</p>	
<p>第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>第二十三条の二十五</p>	

条の十五第一号及び第四号		
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号、第三号又は第四号

(登録小型船舶教習所等の登録の有効期間)

第九条 法第二十三条の三十一第一項(法第二十三条の三十四において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(登録小型船舶教習所等に関する読替え)

第十条 法第二十三条の三十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の三十一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の三十第三項第二号から第五号まで
(略)	(略)	(略)
第十七条の十	登録海技免許講習を	登録小型船舶教習所に

(登録小型船舶教習所等の登録の有効期間)

第七条 法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(登録小型船舶教習所等に関する読替え)

第八条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の二十六第三項第二号から第五号まで
(略)	(略)	(略)
第十七条の十	第十七条の四	第二十三条の二十八に

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	第十七条の十一 第一号	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	第十七条の二第二項 第一号又は第三号	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	第二十三条の三十第二項 第一号又は第三号	(略)	おける小型船舶操縦者の 教習を

第十七条の十五 第二号	第十七条の十一 第四号	第十七条の十一 第三号		第十七条の十一 第二号	第十七条の十一 第一号	(略)	
第十七条の五	前二条	第十七条の八第二項 各号		第十七条の五から第 十七条の七まで、第 十七条の八第一項又 は次条	第十七条の二第二項 第一号又は第三号	(略)	登録海技免許講習を
第二十三条の二十八に おいて準用する第十七	第二十三条の二十八に おいて準用する第十七 条の九及び第十七条の 十	第二十三条の二十八に おいて準用する第十七 条の八第二項各号		第二十三条の二十八に おいて準用する第十七 条の五から第十七条の 七まで、第十七条の八 第一項又は第十七条の 十二	第二十三条の二十六第 二項第一号又は第三号	(略)	登録小型船舶教習所に おける小型船舶操縦者 の教習を
							おいて準用する第十七 条の四

	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	

(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)  
 第十一条 法第二十三条の三十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	法の規定中読み替える規定
(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	読み替える字句

	第十七条の十五 第三号		
	第十七条の十五 第四号	第十七条の十一	
		第二十三条の二十八において準用する第十七条の七	条の五

(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)  
 第九条 法第二十三条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十七条の四	登録海技免許講習表	法の規定中読み替える規定	読み替える字句
		第十七条の四の見出し、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四	登録海技免許講習事務
			登録操縦免許証更新講習事務

(略)	第十七条の五	(削る)	第十七条の四及び第十七条の九	(削る)	
(略)	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	(削る)	第十七条の二第一項	(削る)	
(略)	第二十三條の三十四に おいて準用する第二十 三條の三十第三項第二 号から第五号まで	(削る)	第二十三條の三十四に おいて準用する第二十 三條の三十第一項	(削る)	

(略)	第十七条の五	第十七条の五、 第十七条の第六 項、第十七条 の七から第十七 条の十二まで、 第十七条の十三 第一項及び第十 七条の十四	第十七条の四及 び第十七条の九	登録海技免許講習実 務	施機関
(略)	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	登録海技免許講習実 施機関	第十七条の二第一項	登録操縦免許証更新講 習の実施に関する事務 (以下「登録操縦免許 証更新講習事務」とい う。)	習を行う者(以下「登 録操縦免許証更新講習 実施機関」という。)
(略)	第二十三條の三十にお いて準用する第二十 三條の二十六第三項第二 号から第五号まで	登録操縦免許証更新講 習実施機関	第二十三條の三十にお いて準用する第二十 三條の二十六第一項		

(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)

(略)	第十七条の十一 第四号	第十七条の十一 第三号	第十七条の十一 第二号	第十七条の十一 第一号	(略)	第十七条の十	第十七条の六第 一項
(略)	前二条	第十七条の八第二項 各号	第十七条の五から第 十七条の七まで、第 十七条の八第一項又 は次条	第十七条の二第二項 第一号又は第三号	(略)	第十七条の四	登録海技免許講習事 務の
(略)	第二十三条の三十にお いて準用する第十七条 の九及び第十七条の十	第二十三条の三十にお いて準用する第十七条 の八第二項各号	第二十三条の三十にお いて準用する第十七条 の五から第十七条の七 まで、第十七条の八第 一項又は第十七条の十 二	第二十三条の三十にお いて準用する第二十三 条の二十六第二項第一 号又は第三号	(略)	第二十三条の三十にお いて準用する第十七条 の四	登録操縦免許証更新講 習事務の

第二十三条の三	第二十三条の三十第二項第二号		第二十三条の三十第一項	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
登録小型船舶教習所	第二十三条の三十二		前条の規定	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
登録操縦免許証更新講	第二十三条の三十四	第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定	第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第二十三条の二	第二十三条の二十六第二項第二号		第二十三条の二十六第一項	第二十七条の十五第五号	第二十七条の十五第二号	第二十七条の十四及び第二十七条の十五第四号	第二十七条の十四及び第二十七条の十五第三号
登録小型船舶教習所	第二十三条の二十八		前条	前条	第二十七条の五	第二十七条の十一	第二十七条の七
登録操縦免許証更新講	第二十三条の三十		第二十三条の二十九	第二十三条の三十において準用する第二十七条の十四	第二十三条の三十において準用する第二十七条の五	第二十三条の三十において準用する第二十七条の十一	第二十三条の三十において準用する第二十七条の七



(乗船基準)

第十二条 法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格に係る操縦免許を受けた者を当該小型船舶に小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、当該小型船舶が事業用小型船舶である場合にあつては、その操縦免許は、特定操縦免許でなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2 | 次の各号に掲げる者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、前項に定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。

一 | 技能限定をした操縦免許を受けた者 その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものであること。

二 | 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者 その乗船する小型船舶がその限定をされた小型船

(乗船基準)

第十条 法第二十三条の三十一第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

一 | 一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者については、特定操縦免許を受けているときでなければ、法第二十三条の二第二項に規定する国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶に、小型船舶操縦者として乗船させないこと。

二 | 技能限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するときでなければ、小型船舶操縦者として乗船させないこと。

三 | 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた設備を有するときその他その小型船舶の航行がその限定をされたところに適合しているときでなければ、小型船舶操縦者として乗船させないこと。

(新設)

船舶の設備を有するものであることその他その限定をされたところに適合して航行するものであること。

三 履歴限定をした特定操縦免許を受けた者 其の乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであること。

(削る)

(法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶及び基準

第十三条 法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶は

、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定める小型船舶とする。

一 機関長を乗船させる必要がある小型船舶 帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するもの

二 通信長を乗船させる必要がある小型船舶 次のイ又はロに掲げる小型船舶

イ 別表第一の配乗表の適用に関する通則3に規定する無線電信設備を有する小型船舶(ロに掲げる小型船舶を除く。)

ロ 別表第一の配乗表の適用に関する通則4に規定する無線電信等を有する小型船舶であつて旅客船(十三人以上の旅客定

第十一条 機関長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定め

る小型船舶は、帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、六級海技士(機関)の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとする。

2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第五条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの(国土交通省令で定める部分に限る。)とする。

(新設)

員を有する船舶をいう。別表第一において同じ。）に該当するものうち、次のいずれにも該当しないもの

(1) 国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。次項第二号イの表及び別表第一において同じ。）に従事しない小型船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの

(2) 次項第二号ロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免状を受有している者が、小型船舶操縦者又は機関長として乗船する小型船舶

2) 法第二十三条の三十九第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に掲げる小型船舶 六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に機関長として乗船させること。

二 前項第二号に掲げる小型船舶 次のイ又はロに掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれイ若しくはロに定める資格又はこれらより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に通信長として乗船させること。

イ 前項第二号イに掲げる小型船舶 次の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

漁船以外の小型船舶		小型船舶	資格
国際航海に従事するもの	国際航海に従事しないもの	資格	
国際航海に従事するもの	沿海区域又は近海区域を航行するもの	二級海技士（通信）	二級海技士（通信）

漁船である小型船舶	電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下この表及び別表第一において同じ。）を取り扱わないもの	電気通信業務を取り扱うもの	行区域とするもの	遠洋区域を航行区域とするもの	一級海技士（通信）
			三級海技士（通信）	二級海技士（通信）	

ロ 前項第二号ロに掲げる小型船舶 別表第一第五号(一)の表の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

別表第一（第五条、第十三条関係）

配乗表の適用に関する通則

- 1 (略)
- 2 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶（7及び8に定める船舶を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、第三号(一)の表、(二)の表、(三)の表又は(四)の表を適用する。
- 3 (略)
- 14 (略)

別表第一（第五条関係）

配乗表の適用に関する通則

- 1 (略)
- 2 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶（7及び8に定める船舶を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、第三号の表(一)の表、(二)の表、(三)の表又は(四)の表を適用する。
- 3 (略)
- 14 (略)

別表第二(第十二条關係)  
(略)

別表第二(第十条關係)  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（防災要員）</p> <p>第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十五の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者（以下「乗組船舶職員等」と総称する。）のほか二人</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>256 （略）</p>	<p>（防災要員）</p> <p>第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者（以下「乗組船舶職員等」と総称する。）のほか二人</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>256 （略）</p>

○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
2 (略)	(略)	第一百八条の六 第四項	第一百八条の四 第四項
	(略)	第一項	第一項
	(略)	船員職業安定法第八十九 条第六項の規定によ り適用される第一項	船員職業安定法第八 十 九条第六項の規定によ り適用される第一項
読替えに係る船員法の規定		読替えに係る船員法の規定	
読み替えられる字句		読み替えられる字句	
読み替える字句		読み替える字句	
<p>（船員法の規定を適用する場合の読替え）                  第四条 法第八十九条の規定により同条第一項に規定する乗組み派遣船員（次条において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六条第二項第三号に規定する派遣就業に関し船員法の規定を適用する場合における法第八十九条第十三項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			